# [事案 29-42] 損害賠償請求

· 平成 29 年 11 月 10 日 和解成立

## <事案の概要>

加入者数の減少により制度廃止された拠出型企業年金保険について、退職時までには制度が存在しなくなることを予測できたにもかかわらず、その説明を行わずに募集を行ったこと等を理由に、既払込保険料相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

# <申立人の主張>

平成 15 年 11 月に加入した拠出型企業年金保険について、以下等の理由により、既払込保険料相当額を支払ってほしい。

- (1)保険会社は、平成 15 年時点の加入者の生年月日情報を持っており、加入者の定年退職日を 把握しているので、何年後に加入者数が定数を下回ることになるかを容易に計算できたに も関わらず、その説明をせずに新規募集を行った。
- (2)保険会社は、契約時、加入者が定数を下回ると保険制度が強制的に廃止されることを説明していない。

### <保険会社の主張>

平成15年当時、加入者数は定数の10倍以上であり、短期間での定数割れの到達は容易に予測し難く、解約が前提とされる契約を募集するような不適切な募集は行っていない。

## <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

# 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が、平成 15 年当時、申立人の退職時までに制度が廃止されることを認識し、または認識しなかったことに過失があったかどうかについては、詳細な証拠調べが必要になるところ、当該手続を有していない当審査会において正確な事実認定ができないものの、裁定申立に至るまでの保険会社の対応に不十分な点が認められること等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。